

令和7年度尼崎市英語コミュニケーション事業（オンライン留学）業務委託 仕様書

1. 事業名称

令和7年度尼崎市英語コミュニケーション事業（オンライン留学）

2. 委託事業の目的

尼崎市における英語コミュニケーション事業の一環として、尼崎市立中学校3年生（80名）の生徒を対象に、GIGAスクール構想で一人一台貸与されているタブレット端末を活用し、外国にいる外国人講師とオンラインでつなぎ、授業内で培ったコミュニケーションを発展的に活かす機会を設定する。生徒がこの機会を通して、英語学習に対する興味関心をさらに高め、外国語を学び続ける動機づけとするとともに、外国人講師からのフィードバックをもとに、授業内での取り組み、改善につなげることを目的とする。

3. 事業対象校・対象人数

尼崎市立中学校 17校（対象人数80名）

4. 事業実施期間及び場所

（1）実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで【実施日 8月5日（火）】

（2）実施場所

尼崎市立教育総合センター

5. 事業委託内容

受注者は、本仕様書の定めにより、本事業の目的に基づき、尼崎市立中学校17校（以下、「市立中学校」という。）の3年生（80名）を対象に、外国にいる外国人講師（以下、「講師」という。）によるICT機器を活用したオンラインでの対面式の英会話（以下、「オンライン留学」という。）及びオンライン留学実施に係る諸業務を実施する。

（1）オンライン留学の実施

実施については次の要領によるものとする。

① オンライン留学の実施にかかる講師のあつ旋

- ・講師あつ旋人数 同時最大40人／レッスン
- ・講師あつ旋回数 1回／年（3年生）
- ・講師あつ旋時間 25分×4／回（講師）

※中学3年生において、生徒1人に対し講師1人が対応する個別レッスン形式で実施する。

※オンライン留学は、夏季休業中に1回実施する。

※具体的な実施時期は尼崎市教育委員会事務局（以下、「教育委員会」という。）及び学校と打ち合わせの上決めるものとする。

※生徒の学習能力・習熟度に応じた柔軟な対応を行うこと。

(2) オンライン留学使用教材及び指導案の提供

- ① 尼崎市の使用教科用図書に対応した教材及び指導案を受注者が作成・提供するものとする。また、教育委員会と打合せを行い、要望に沿った指導案、生徒用教材を作成するものとする。
- ② 教材については、次のものとする。
 - I. 事前準備の必要がなく、ワークシート等に沿って英会話を進めるタイプ※教育委員会による監修を事前に受けるものとする。
※ドリルやパタンプラクティスで終わらず、生徒が自己関連性を持てる内容で、自己表現できる場面を各回設定するものとする。

(3) その他の業務

- ① 受注者は契約途中の報告を教育委員会において適宜実施することとし、教育委員会は必要に応じて追加報告を求めることがある。
- ② 受注者はオンライン留学の実施にあたりトラブル時の FAQ を作成するものとする。
- ⑦ 受注者はオンライン留学を円滑に行うことを目的に、実施日に担当者を派遣しサポートするものとする。
- ⑧ 受注者はオンライン留学実施において、通信環境等が原因で不具合が起きた場合、当該生徒に不利益にならないよう、時間を確保し、対応するものとする。
- ⑨ 受注者はオンライン留学実施において、何らかのトラブルが発生した際、即時対応するものとする。
- ⑩ 受注者はオンライン留学実施後、迅速に担当講師より各生徒の評価を収集し、教育委員会及び受講者にフィードバックするものとする。様式の指定はないが、各生徒にフィードバックできるものを採用すること。

6. 基本条件

(1) オンライン留学に係る条件

① 通信ソフト

- ・ 通信ソフトについては、音声・映像でやりとりするコミュニケーションツール（ウェブ会議システム等）であること。Whereby、Zoom、Meet のいずれかの使用を推奨する。
- ・ オンライン留学に使用するブラウザは、Google Chrome であること。
- ・ セキュリティ対策が施され且つ広告機能のないブラウザ内で表示可能な通信ソフトを使用すること。
- ・ 本市のネットワーク環境に対応できるものであること。
- ・ 通信ソフト等のアカウントやライセンス取得等の管理をはじめとするオンライン留学を実施するための環境準備については、受注者の責任において行うこと。なお、通信ソフト等のアカウントやライセンス取得等の管理に係る費用は受注者の負担とする。

② 使用機材、通信環境

- ・ インターネット環境、及びタブレットの様式は別紙 1（端末の仕様）のとおりである。
- ・ サーバ及びタブレットパソコンへのソフトウェアのインストールは、原則不可とする。
- ・ 本市同様の規模の自治体での運用実績をもつ通信ソフトを利用するものとする。

7. 講師

- (1) 生徒に対しオンライン留学を行う講師は、日本人による研修を受け、日本の公立中学校の生徒に対する十分な英語指導力を有する者であること。
- (2) 生徒に対しオンライン留学を行う講師は、TESOL（英語が母国語ではない者向けの英語教授法に関する資格）を有している者、同等の資格を保有している者、英語を母国語としない者向けの英語教授法について十分に研修を受け、その指導力を有するものであること。
- (3) 受注者は講師全員の名簿及び保有資格、研修実績等が確認できる資料等を教育委員会へ提出すること。
- (4) 講師は、生徒と信頼関係を築き、日本文化を理解し、規律ある円滑なオンライン留学を実施するため、生徒に対し深く人間理解がある者であること。
- (5) 講師としての適正に欠けると判断した場合、教育委員会は当該講師の改善又は変更を受注者に求めることができるものとする。
- (6) 受注者は7－(5)の要求を受けた場合、速やかに対処し、文書にて教育委員会に報告しなければならない。
- (7) 生徒に対しオンライン留学を行う講師は、外国にいる者であること。
- (8) インターネット回線の安定性及び騒音の防止等適切な教育環境を確保するため、講師は在宅型勤務ではなく出社型の勤務形態であること。ただし、天災その他の不可抗力又は社会情勢の変動等の諸事情により、講師の出社型勤務が困難となった時は、受注者が教育委員会の承諾を得た場合に限り、在宅型勤務の形態をとることができるものとする。この場合において、受注者が、在宅型勤務の形態による業務を行うに当たり、教育委員会が指定する条件及びその指示を遵守するものとする。

8. サポート体制

- (1) 受注者は、本事業の実施にあたり、環境確認や準備及び不備に対応するため、ICT 機器の取扱い及びレッスン提供会社との連絡・調整に優れた者（以下、「サポーター」という。）をオンライン留学を実施する日には必ず配置し、実施できる体制を整えるものとする。
- (2) サポーターは、ICT 機器の取扱いに優れ、ICT 機器の支援を定期的の実施した実績を有するものとする。
- (3) サポーターは、本事業の意義目的を理解し、指導主事と協力しながら業務を円滑に進めるものとする。
- (4) サポーターは、機器の接続、収納及び消毒等のサポートを行うものとする。
- (5) サポーターは、ICT 機器の使用に関わる内容を教員及び生徒へ説明するものとする。

9. 実施状況報告書の作成

受注者は、業務終了後の月末（土日祝の場合は直前の平日）までに、実施状況報告書を教育委員会に提出し、事業の履行状況を適切に把握するものとする。

10. 欠席・非常変災時の連絡及び対応

- (1) 教育委員会は下記事由等によりオンライン留学の実施ができないと判断した時点で、受注者に連絡し、受注者は連絡のあった範囲において、講師あつ旋を中止するものとする。

①流感等による集団欠席

②自然災害（台風・大雨・その他）等により生徒がオンライン留学の受講ができない場合。

③その他、発注者の責に帰さない不測の事態により、生徒がオンライン留学の受講ができない場合。

（２）受注者は教育委員会からの連絡に迅速に対応するための緊急連絡先を指定するものとする。

（３）１０－（１）の事由により、講師あつ旋を中止した場合、受注者は調整の上、代替実施を行うものとする。

１１．委託料について

委託料に含まれるものは、レッスン費用、教材、指導案及び本業務委託に係る事務経費及びレッスンの実施に必要な備品等消耗品費の全てとし、他に係る費用については請求できないものとする。

１２．委託料の支払

受注者は、該当期間での履行を終えた後に、発注者に対し委託料を請求するものとする。

１３．費用負担

受注者は、スケジュール調整に係る通信費、通信ソフトに係る経費を含むネットワーク環境対応に係る費用、その他業務を遂行するにあたり必要な費用を負担するものとする。

１４．機密保持

（１）受注者は業務上得た個人情報記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものについて、業務完了後直ちに教育委員会に返却するか、又は教育委員会の立会いのもとに破棄するものとする。

（２）本業務に従事する者又は従事した者は、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、本業務に関して知り得た情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。なお、契約期間終了後も同様とする。

１６．損害賠償

講師に生じた損害若しくは発注者及び第三者に及ぼした損害は、受注者が負担するものとする。

１７．その他

（１）受注者は教育委員会との密な連絡に努めるものとする。

（２）本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項又は疑義等が生じた場合は、速やかに発注者と受注者が協議し、問題の解決を図るものとする。